

宣告猶予制度（検討課題等）

宣告猶予制度（検討課題等）

考えられる制度の概要

- 1 裁判所が、審理の結果、有罪であると認めた場合において、判決又は刑の宣告を一定の期間猶予する。
- 2 「宣告猶予制度」に必要な手続を整備する。

【検討課題】

1 対象となる事案の範囲

A案 比較的軽微な事案

- ・ 現在は起訴猶予となっている事案を含むか
- ・ 罰金に相当する事案を含むか
- ・ 単純執行猶予相当の事案を含むか
- ・ 若年者を対象とするのか、年齢による限定をしないか
- ・ 薬物犯罪者、軽微な犯罪を繰り返す高齢の累犯者等を対象とし、施設内処遇を回避する方策として用いるか

B案 裁判所が実刑か執行猶予か迷う事案

2 宣告猶予の取消し後に言い渡す刑の量定において、宣告猶予期間中の行状を考慮できることとするか

3 具体的な制度の在り方

(1) 判決の宣告猶予とするか刑の宣告猶予とするか

(2) 判決又は刑の言渡しを猶予する要件

- 前科の有無等
- 罪名、言渡し刑の範囲等
- 実質的要件

(3) 宣告を猶予し得ることとする期間

(4) 宣告を猶予する際の手続

- 簡略な手続を設けるか
- 検察官及び被告人の同意を要することとするか（あるいは、異議申立てにより通常手続に戻ることにするか）

(5) 宣告猶予期間中の保護観察を必要なものとするか

(6) どのような場合に宣告猶予を取り消して判決又は刑を言い渡すこととするか

(7) 宣告猶予を取り消して判決又は刑を言い渡す場合に言い渡す刑に執行猶予を付することができることとするか

(8) 宣告猶予を取り消して判決又は刑を言い渡す際の手続

(9) 不服申立ての在り方

- 宣告猶予の裁判に対する不服申立て
- 宣告猶予取消し後の裁判に対する不服申立て

(10) 宣告猶予期間を経過した場合の効果

4 その他

- 少年鑑別所や家庭裁判所調査官の活用の要否，活用場面